

駐輪場の附置義務制度の見直し（素案）に関するパブリック・コメント ～皆様のご意見をお聴かせください～

区では、放置自転車対策として、新宿区自転車等駐輪場の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例により、商業施設等の駐輪需要を生じさせている施設の設置者に対して、駐輪場の設置を義務付ける制度（附置義務制度）を設けていますが、附置義務制度によって設けられた駐輪場が有効に機能していない等の課題があったことから、より区の実態に適合した制度とするため、制度の見直しを検討しました。このたび、駐輪場の附置義務制度の見直し（素案）がまとまりましたので、下記のとおりパブリック・コメントを実施し、皆様から広くご意見を募集します。

なお、いただいたご意見に対する区の考え方は、区のホームページにおいて後日公表します。

記

【募集期間】

令和7年7月5日（土）から8月5日（火）まで（必着）

【意見を提出できる方】

- ① 区内に住所のある方
- ② 区内に事務所又は事業所がある方（法人、団体も可）
- ③ 区内の事務所又は事業所に勤務する方
- ④ 区内の学校に在学する方
- ⑤ その他素案に直接的な利害関係があると認められる方

【資料の閲覧及び配布場所等】

■交通対策課（本庁舎7階）、区政情報課（本庁舎3階）、区政情報センター（本庁舎1階）
各特別出張所、各区立図書館

■新宿区ホームページでもご覧いただけます。

https://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/kotsu02_000001_00044.html



【意見の提出方法】

①郵送（必着）、②ファックス、③持参（交通対策課窓口での受付となります。閉庁時間及び土日祝日を除きます。）④新宿区ホームページの意見フォーム

※意見を提出する際は必ず、住所、氏名をご記入ください。なお、ご意見に対する区の考え方を公表する際には、氏名など個人を特定できる情報は公開いたしません。

【提出先】

新宿区みどり土木部交通対策課自転車対策係

〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区役所本庁舎7階

電話：03（5273）4144 ファックス：03（3209）5595